

## 総合福祉センター売店・食堂の使用条件

- 1 社会福祉協議会（以下「社協」という）は、以下の条件により、総合福祉センター内の厨房と食堂及び売店の使用を許可します。
- 2 使用許可を受けようとするときは、書面により社協会長に申請しなければならないものとします。
- 3 使用物件の使用については、使用物件が総合福祉センターを利用する者及び職員の利便を図るための施設であることを十分認識し、営業に関する諸法令規程等及び社協会長の指示する事項を守り、かつ保健衛生に留意し、良心的経営と親切なサービスを行うこととします。加えて、福岡県「飲酒運転撲滅運動」の趣旨に協賛し、『飲酒運転撲滅宣言の店』として登録し、飲酒運転が懸念される個人利用者には酒類販売は行わないこととします。
- 4 使用料は、月額85,000円とします。
- 5 使用料は、当月の10日までに当月分を納めていただきます。ただし、使用期間が1ヶ月に満たない日数であっても1ヶ月とみなします。
- 6 使用期間は1年間とし社協、使用者両者において特段の支障がない場合は、自動更新することができるものとします。
- 7 営業時間は、原則午前9時30分から午後3時30分までとします。休日は、土曜日、祝祭日ならびに8月13日から8月15日及び12月29日から翌年1月3日までとします。
- 8 使用物件の使用に関する電気使用料、水道使用料、ガス使用料は、使用者の負担とします。
- 9 使用許可によって生ずる権利の全部もしくは一部を他人に譲渡し、または転貸することはできません。
- 10 営業の品目、価格はあらかじめ社協会長に届けなければならないとします。改定時も同様とします。

- 11 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、社協は賠償の責めを負いません。
- (1)社協会長が社協事業に供する必要が生じたとき。
  - (2)使用者が使用物件を目的外の使用に供したとき。
  - (3)使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。
  - (4)使用者が営業の停止処分を受けたとき。
- 12 使用許可を受けた建物、備品等を汚損し、もしくは毀損し、または滅失したときは、社協会長の指示に従い現状に復し、またはその損害を賠償しなければならないとします。
- 13 使用者は、営業上必要があるときは、社協会長の承認を得て設備及び什器備品の改造及び修繕をすることができます。この場合において、その経費は別途協議します。
- 14 使用者は、使用許可期間が満了した時、または使用許可が取り消された時は、使用物件を現状に服して返還しなければならないとします。
- 15 使用者は、自己の都合により営業の廃止をしようとするときは、営業の廃止をしようとする日の3カ月前までに社協会長に申し出なければならないとします。
- 16 使用許可期間が満了した時、または使用許可を取り消された時は、使用者はその日から2週間以内に退去しなければならないとします。ただし、社協会長の承認を得たときは、この限りではないとします。
- 17 使用許可期間は、平成31年4月1日（月）から、平成32年3月31日（日）までとし、以降、社協、使用者両者において特段の支障がない場合は、自動更新することができるものとします。

平成30年10月

筑後市社会福祉協議会  
会長 津留洋子

## 筑後市総合福祉センター食堂・売店経営申込書

平成 年 月 日

筑後市社会福祉協議会  
会長 津留洋子 様

申請者 住 所

---

名 称

---

代表者

---

電 話

---

筑後市総合福祉センターの食堂・売店の経営を行いたいので、関係書類を添えて申請します。

### 添付書類

- 1 営業の概要 (別紙様式2号)
- 2 業務計画書 (別紙様式3号)
- 3 経営方針
- 4 登記簿謄本及び定款(法人の場合)

※ 上記書類は、継続申請の場合は、申請内容に変更のない場合、省略できる。

様式2号

## 営業の概要

所在地	
名称	
代表者名	
電話番号	
店舗数	
業務内容	
従業員数	調理師 人 栄養士 人 事務員・その他 人 パート 人 計 人
備考	





